

事務連絡
平成24年5月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（訂正前「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」）の一部差換えについて

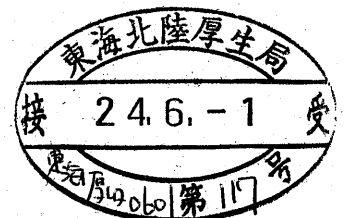
「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（訂正前「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」）（平成24年4月17日付保医発0417第2号）について、5月1日付事務連絡にて差し替えをお願いしたところですが、下記のとおりさらに誤記がございましたので、大変お手数をおかけいたしますが、再度差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所

3を4とし、次を追加する。

- 3 別添1第2章第2部第3節C200（1）中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に改める。



地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月17日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第2部第2節第1款C108（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 2 別添1第2章第2部第2節第1款C108-2（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 3 別添1第2章第2部第3節C200（1）中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に改める。
- 4 別添3＜調剤技術料＞区分01調剤料（5）イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩

酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医第0305第1号)

現 行	改 正 後
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料 C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>(1) 略 (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルビロアキセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズ注射液若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズ注射液の連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 ア薬液が取り出せない構造であること イ患者等が注入速度を変えることができないものであること</p> <p>また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズ注射液若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料 C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>(1) 略 (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルビロアキセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズ注射液若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズ注射液の連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 ア薬液が取り出せない構造であること イ患者等が注入速度を変えることができないものであること</p> <p>また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズ注射液若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。</p>

(3) ~ (10) 略

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型デバイスポーンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デバイスポーンプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であること
イ患者等が注入速度を変えることができないものであること

また、(1)の化学療法とは、携帯型デバイスポーンプ注射若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロニンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

第3節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第七因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第八因子

(3) ~ (10) 略

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型デバイスポーンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニル塩酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デバイスポーンプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であること
イ患者等が注入速度を変えることができないものであること

また、(1)の化学療法とは、携帯型デバイスポーンプ注射若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロニンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

第3節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第七因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第八因子

製剤、乾燥人血液凝固第八因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第八因子製剤、乾燥人血液凝固第九因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロン製剤、インヒビネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロム酸ナトリウム製剤、トリアネキサチル製剤、メトクロプロラミド製剤、フロキサチル製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルピラジン製剤、ブチルピラジン臭化物製剤、グリチルリチン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリヌロボエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アシウム製剤

別添3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>
区分01 調剤料

(5) 注射薬
ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、回数にかかわらず、1回

製剤、乾燥人血液凝固第八因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第八因子製剤、乾燥人血液凝固第九因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロン製剤、インヒビネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロム酸ナトリウム製剤、トリアネキサチル製剤、フロキサチル製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルピラジン臭化物製剤、グリチルリチン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリヌロボエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アシウム製剤

別添3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>
区分01 調剤料

(5) 注射薬
ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、回数にかかわらず、1回

イ 処方せん受付につき所定点数を算定する。

の 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロニン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソナント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾン製剤、デキサメタゾンナトリウム製剤、デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾラムホルモン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプロラムド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、アダレナリン製剤及びベパリン製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸製剤」、「フェンタニル塩酸製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて交付した場合に限り、上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受けた看護師が、患者に当該注射薬を受

の 処方せん受付につき所定点数を算定する。

の 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロニン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソナント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾン製剤、デキサメタゾンナトリウム製剤、デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾラムホルモン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプロラムド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、アダレナリン製剤及びベパリン製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸製剤」、「フェンタニル塩酸製剤」及び「複方オキシコドン製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて交付した場合に限り、上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受けた看護師が、患者に当該注射薬を受

持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリリー輸液をいい、高カロリリー輸液以外にピタミン剤、高カロリリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリリー輸液をいい、高カロリリー輸液以外にピタミン剤、高カロリリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。